

# 外来腫瘍化学療法診療料1に係る掲示事項

本院では、外来化学療法を受けられている患者様の治療の安全確保や、体調不良等の緊急時への対応について、以下の体制で診療を行っております。

- 外来化学療法について専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者様からの緊急のご相談に24時間対応できる連絡体制を整備しています。  
(緊急のご相談が必要な場合の連絡先は、事前に文書でご説明します)
- 外来化学療法を受けられている患者様について、急変時等の緊急時に入院できる体制を整備しています。
- 実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。